



2012年1月30日

各位

会社名 日本電信電話株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 三浦 惺
(コード番号9432 東京・大阪・名古屋
第一部及び福岡・札幌の各証券取引所)

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモによるらでいっしゅぼーや株式会社株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

当社子会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、本日開催の同社取締役会において、らでいっしゅぼーや株式会社（株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場、コード番号：3146）の普通株式並びに本新株予約権を対象とする公開買付けを開始することを決議しましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

〈本件に関する問合せ先〉
日本電信電話株式会社 IR室
木村、會田
TEL： 03-5205-5581
FAX： 03-5205-5589



2012 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 山田 隆持
(コード番号：9437 東証第一部)
問合せ先 総務部 株式担当
(T E L : 03-5156-1111)

らでいっしゅぼーや株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 1 月 30 日開催の取締役会において、らでいっしゅぼーや株式会社（株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q スタンダード市場（以下「J A S D A Q」といいます。）、コード番号：3146、以下「対象者」といいます。）の普通株式並びに本新株予約権（①対象者の平成 17 年 7 月 25 日開催の臨時株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）、②対象者の平成 17 年 7 月 25 日開催の臨時株主総会及び平成 17 年 11 月 29 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）、③対象者の平成 19 年 2 月 16 日開催の臨時株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といいます。）、④対象者の平成 19 年 2 月 16 日開催の臨時株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された第 5 回新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といいます。）、⑤対象者の平成 19 年 2 月 16 日開催の臨時株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された第 6 回新株予約権（以下「第 6 回新株予約権」といい、第 2 回新株予約権乃至第 6 回新株予約権を「本新株予約権」とを総称します。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成 24 年 1 月 30 日開催の取締役会において、J A S D A Q に上場している対象者の発行済普通株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社（後記「(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程」に記載の株式会社ローソンによる対象者に対する出資が行われた場合において、当社及び株式会社ローソンが対象者の発行済株式の全てを保有する状態を含みます。以下同じです。）とすることを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。当社は、本公開買付けに対して応募された対象者普通株式の総数が、対象者が平成 24 年 1 月 13 日に提出した第 24 期第 3 四半期報告書に記載された平成 23 年 11 月 30 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（6,939,317 株）から同四半期報告書に記載された平成 23 年 11 月 30 日現在の対象者が保有する自己株式（277,300 株）を控除した数に占める比率（以下「応募比率」といいます。）が 3 分の 2 以上（応募株式数にして 4,441,345 株以上）に達した場合には、本完全子会社化手続（後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義された意味を有するものとします。以下同じです。）の実施につき対象者の株主の皆様の十分な理解が得られたものと判断し、本完全子会社化手続を実施することを企図しております（詳細は、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照

下さい。)

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を 3,706,600 株（対象者が平成 24 年 1 月 13 日に提出した第 24 期第 3 四半期報告書に記載された平成 23 年 11 月 30 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（6,939,317 株）に、同四半期報告書に記載された平成 23 年 11 月 30 日現在の本新株予約権（合計 3,285 個）の目的となる対象者普通株式の数（合計 328,500 株）を加えた数（7,267,817 株、以下「完全希薄化後の総株式数」といいます。）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして 51.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。)) としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、当社は対象者普通株式 3,238,229 株（所有割合にして 44.56%）を所有する筆頭株主である、ジャフコ・バイアウト 2 号投資事業有限責任組合（以下「MBO2」といいます。）及び対象者普通株式 134,926 株（所有割合にして 1.86%）を所有する上位株主である JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership (Cayman) L.P.（以下「JBO2」といい、MBO2 と併せて「対象者大株主」といいます。）との間で平成 24 年 1 月 30 日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、対象者大株主がその所有する対象者普通株式の全てを、本公開買付けに応募する旨の合意をしております（本応募契約の概要については、後記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。)

また、対象者によって公表された平成 24 年 1 月 30 日付「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、本公開買付けに伴うメリットと対象者株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、対象者が当社の子会社となり、当社とのシナジー効果の早期実現及び最大化を図ることが、対象者及び当社の企業価値の向上、持続的な発展へとつながり、ひいては両社それぞれのステークホルダーの利益に資すると判断したとのことです。さらに、対象者取締役会は、後記「(7) 本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における措置」に記載のとおり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、独立した社外監査役からの意見その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを実施の上、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり本完全子会社化手続を実施する取引（以下「本取引」といいます。）に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、対象者の普通株式に係る買付価格（以下「本買付価格」といいます。）及び本公開買付けのその他の諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、直近の一定期間（直近 6 ヶ月、直近 3 ヶ月、直近 1 ヶ月、直近 1 週間）の平均株価に対して一定のプレミアムが付された価格により株式売却の合理的な機会を提供するものであると判断したとのことです。本新株予約権については、対象者の役員や従業員に対するインセンティブとして付与したものであり、その保有者が対象者の役員や従業員に限定されるうえ、本新株予約権を行使するには対象者の取締役若しくは従業員の地位にある必要があるため、当社が取得しても権利行使を行うことが出来ないことを鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性について検証を行っていないことから、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることとしたとのことです。

以上より、対象者は平成 24 年 1 月 30 日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）の全員が、上記対象者取締役会に出席し、当該決議に異議はない旨の意見を述べている

とのことです。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社は、平成3年8月、日本電信電話株式会社の出資により、エヌ・ティ・ティ・移動通信企画株式会社として設立以来、携帯電話サービスを提供してまいりました。以後、「新しいコミュニケーション文化の世界の創造」に向けて「i モード」サービス、ケータイクレジット「iD」の提供、新たな通信規格であるLTE（注1）を利用した「Xi」（クロッシィ）サービスを開始するなど、お客様の多様なニーズに応える様々なサービスの進化に取り組んでおります。また、平成20年10月に「新たな成長を目指したドコモの変革とチャレンジ」を打ち出し、当社のチャレンジとして社会の持続的成長に向けて、環境・エコロジー、安心・安全、健康管理などの分野で事業を展開し、新しい領域での価値を創造することを狙いとした「ソーシャルサポートサービスの推進」を行っております。

当社は、「2020年ビジョン」として当社が掲げる「HEART～スマートイノベーションへの挑戦～」を実現するための確実なステップとして、平成27年度に向けて取り組む方向性を示す「中期ビジョン2015～スマートライフの実現に向けて～」を策定しました。今後当社は、モバイルのサービス進化和、産業・サービスの融合による新たな価値創造への取り組みを当社のクラウドコンピューティング（注2）で加速させ、お客様の暮らしやビジネスがより安心・安全かつ便利・効率的になることにより、より充実したスマートライフの実現を目指しております。

（注1） LTEとは、Long Term Evolution の略称であり、第三世代携帯電話を発展させた次世代通信方式をいいます。

（注2） クラウドコンピューティングとは、ネットワーク、特にインターネットを介したハードウェア、ソフトウェア等の利用形態をいいます。

一方、対象者は、リサイクル運動の市民団体として誕生した「日本リサイクル運動市民の会」が、昭和63年1月に有機・低農薬野菜の会員制宅配事業である「らでいっしゅぼーや」事業を開始し、その事業を目的として同年5月17日に設立され、主に契約農家・契約農業法人等より仕入れた農産品、畜産販売業者・畜肉加工メーカーより仕入れた畜産品、漁業組合や水産加工メーカーより仕入れた水産品、加工食品メーカーより仕入れた加工食品並びに雑貨メーカーや商社より仕入れた日用品等を、対象者の会員や一般顧客へは戸別宅配によって、また、外食・中食企業、食品専門商社へは卸売によって販売しております。

対象者は、平成20年のジャスダック証券取引所への上場により資金調達した8億3千万円のうち、システム投資として2億3千万円を費やし、翌年以降も通期2億円近いシステム投資を行ってきております。平成22年9月27日には初の九州圏物流拠点となる「らでいっしゅぼーや九州センター」を開設、その後も受発注等管理業務の効率性を高めるための基幹システムソフトウェアの導入を行うなど宅配事業を強化する一方、平成22年2月17日に対象者が運営するネットスーパーである「e らでいっしゅ」をオープンさせ、株式会社ローソンと共同で運営するなど、システム開発にも積極的に投資をすることにより、規模・シェアの拡大のみならず企業価値向上に継続して取り組んでまいりました。

消費者の「食の安心・安全」及び環境へ配慮したライフスタイルへの関心が高まる中、対象者がビジョンに掲げる「こどもとお母さんにとって最も愛され信頼されている企業」となるべく、以下の6項目を対処すべき課題と認識し、企業価値向上に取り組んでおり、対象者の事業環境は今後も成長が期待できるものと考えております。

① 顧客視点のマーケティング

より「こどもとお母さん」の視点に立った商品・サービスを生み出す、企画・マーケティング・分析のそれぞれの機能の強化

② 品質の強化

商品のさらなる品質の向上を目指した体制の強化

③ 生産機能の獲得

「高い品質」と「値ごろ感」を両立する仕組みを構築するための生産機能の獲得

④ 3つの販売チャネル

多様化する顧客のニーズに応えるため、顧客の生活シーンに合わせた宅配、店舗、通販の3つの売場の提供

⑤ 食を軸とした社会貢献

お客様や生産者と一体となった社会貢献活動を行うことによりファン作りを推進

⑥ 成長を担う人材開発

経営ビジョンの実現を担う人材の育成

このような対象者の事業内容は、当社が中期ビジョンで掲げる領域の一つであるコマース事業（注3）への本格展開を加速することが出来ると考えております。具体的には、コマース事業を展開する上で、日々の生活の根幹である“食品”は重要な領域であり、モバイルで日常的に利用するサービスを提供できる点において、事業シナジーが期待できること、対象者の取り扱う商品は、独自の品質基準により長年トップブランドとして認知されており、当社の商品（スマートフォン、タブレット等）と組み合わせた付加価値の高いコマースサービスを提供することで、両社の顧客満足度を相互に向上することが出来る点において、事業シナジーが期待できます。また、「食の安心・安全」「高齢化社会・買い物弱者（注4）へのソリューション」「環境保全・農業問題」など社会的課題について、対象者のリソースを活用して取り組むことで、事業シナジーが期待できます。

これらの事業シナジーとして、タブレットやモバイル端末を活用したマーケティングの高度化、当社顧客基盤を活用した送客モデルの構築、ケータイでの簡易決済による利便性向上など、新たなモバイルとコマース事業とのシナジーを想定しております。

（注3） コマース事業とは、ネット及びリアル店舗での商品・サービス取引事業をいいます。

（注4） 買い物弱者とは、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々をいいます。

当社は、対象者の更なる成長には、持続的な会員数の拡大が欠かせない要素であると考えており、当社の既存のお客様層 5,900 万人（プレミアクラブ会員 5,154 万人）及びこれまで他社との提携で培ってきたネット環境での会員化スキームは、対象者の更なる成長に大きな役割を果たし得るものと考えております。一方、当社の既存のお客様層に対しても、対象者のサービスを通じ、「食の安心・安全」といった産業の垣根を越えた新たな価値を提供することに繋がるものと考えております。

そこで、当社は、本公開買付けによる対象者の発行済普通株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得について、平成 23 年 6 月頃、対象者大株主との間で協議を開始しました。その後、当社は、平成 23 年 10 月末頃に対象者大株主及び対象者との間で本公開買付け及びその後の完全子会社化の実施について相互の理解を確認し、デュー・ディリジェンスを経て当社、対象者大株主及び対象者の間で更に協議を進めた結果、対象者が当社の完全子会社として当社グループの一員となることにより、統一的かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築し、上記のような当社と対象者の協業によるシナジー効果を最大化することが、対象者と当社グループの長期的かつ持続的な企業価値の向上に向けた最良の選択であるとの結論に至り、平成 24 年 1 月 30 日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決定し、同日、対象者大株主との間で本応募契約を締結しました。

また、当社と対象者は、同日付で公開買付賛同契約（以下「本公開買付賛同契約」といいます。）を締結しております。本公開買付賛同契約の概要は以下のとおりです。

- ① 対象者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）が満了するまでの間、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を勧める旨の対象者の取締役全員一致による取締役会決議（以下「賛同決議」という。）を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとする。但し、賛同決議を維持することが対象者の取締役としての善管注意義務に違反すると対象者が合理的に判断する場合はこの限りではない。
- ② 対象者は、本公開買付賛同契約締結日以降、公開買付者以外の者に対し、公開買付けの実施その

他の方法により株券等を取得するよう勧誘、提案、打診その他これを誘引する行為を行わず、また、公開買付者以外に公開買付けを実施しようとする者と当該公開買付けに関して積極的に接触しないものとする。但し、かかる勧誘等を行わないことが対象者の取締役としての善管注意義務に違反すると対象者が合理的に判断する場合にはこの限りではない。

- ③ 対象者は、善良なる管理者の注意をもって、かつ、本公開買付賛同契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務遂行の方法により、対象者の業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとし、また、一定の事項については、公開買付者の事前の書面による同意を得るものとする。
- ④ 本公開買付けが成立した場合には、その後公開買付者の指定する者が対象者の役員に選任されるまでの期間、対象者は、対象者の取締役会に対して公開買付者が指定する者若干名をオブザーバーとして参加させる。
- ⑤ 対象者は、本公開買付けに応募された対象者の発行済普通株式の合計数が 4,441,345 株以上の場合で、かつ、公開買付者が本公開買付けによって株券等の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの完了後、対象者の株主を公開買付者のみとするための手続として公開買付者が指定する手続を実施するため、公開買付者に対して必要な協力を行うものとする。但し、本公開買付けの応募状況、本公開買付け後における公開買付者の保有株券等の数その他の事由により、当該協力を行うことが対象者の取締役としての善管注意義務に違反すると対象者が合理的に判断する場合にはこの限りではない。
- ⑥ 本公開買付けが成立した場合には、対象者は、平成 24 年 5 月に開催が予定される対象者の定時株主総会に上程する議案について、対象者の取締役会における決定に先立ち、公開買付者と事前に協議を行うものとする。
- ⑦ 公開買付者は、対象者の経営の独立性を尊重するものとし、対象者の行う取引が対象者の企業価値の維持・向上等に寄与するものであると認める場合には承認するものとする。
- ⑧ 本公開買付けが成立した場合、対象者において資金調達が必要が生じた場合には、公開買付者が合理的であると判断した範囲内で協力するものとする。

さらに、当社は、平成 24 年 1 月 30 日付「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び株式会社ローソンの業務提携及び資本提携の検討に向けた基本合意に関するお知らせ」において対象者が公表しておりますとおり、当社、株式会社ローソン及び対象者の間において、本公開買付けの成立を前提とした業務提携及び資本提携の検討について平成 24 年 1 月 30 日付で基本合意しております。当社は、本公開買付けが成立した場合、その後、株式会社ローソン及び対象者との間において、以下の提携内容について、最終的な契約の締結を目指し、協議・検討いたします。

- ① 3 社による協業関係の実現をより強固なものとするための、株式会社ローソンから対象者への所有割合にして最大 20%の出資（当該出資のために、公開買付者が、本公開買付けにより取得した対象者普通株式の一部（公開買付者の所有割合が 50%超となる範囲とします。）を、本公開買付け後、原則として、公開買付者が対象者を完全子会社化した後に、株式会社ローソンの社内手続上必要な承認が得られることを条件として、本買付価格で株式会社ローソンに対して譲渡することを含みます。）
- ② 上記出資を前提とし、対象者の代表取締役副社長 1 名を株式会社ローソンから派遣すること
- ③ 公開買付者が保有するモバイル IT ノウハウと、株式会社ローソン及び対象者が保有する物流ノウハウの融合、及び株式会社ローソンと対象者による共同物流センターの構築等を通じた物流機能の効率化

なお、株式会社ローソンの概要は以下のとおりです。

（沿革）

- | | |
|-------------|---|
| 昭和 50 年 4 月 | 株式会社ダイエーの 100%子会社として、ダイエーローソン株式会社を大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号に設立。 |
| 昭和 50 年 6 月 | 1 号店「桜塚店」（大阪府豊中市南桜塚）をオープン。 |
| 昭和 54 年 9 月 | 株式会社ローソングァンへ商号変更。 |

昭和 55 年 9 月	株式会社テー・ビィ・ビーサンチェーンと業務提携。
昭和 57 年 1 月	西日本ローソン株式会社を設立。
昭和 57 年 7 月	東日本ローソン株式会社を設立。
昭和 61 年 9 月	九州ローソン株式会社、北日本ローソン株式会社を設立。
平成元年 3 月	株式会社サンチェーンを合併し、株式会社ダイエーコンビニエンスシステムズに商号変更。
平成 2 年 3 月	子会社（西日本ローソン株式会社、東日本ローソン株式会社、九州ローソン株式会社、北日本ローソン株式会社）4 社を統合。
平成 4 年 10 月	株式会社パコールと業務提携及び営業権譲受。
平成 8 年 2 月	中華人民共和国上海市に華聯集团有限公司との合併にて、上海華聯羅森有限公司（連結子会社）を設立。
平成 8 年 6 月	株式会社ローソンへ商号変更。
平成 8 年 11 月	株式会社エーアンドビー（島根県）の株式取得。
平成 9 年 7 月	全国 47 都道府県への出店を完了。
平成 9 年 12 月	株式会社ローソンチケット（現・株式会社ローソンHMVエンタテイメント。現・連結子会社）を連結子会社化。
平成 12 年 2 月	三菱商事株式会社と広範囲な業務提携契約を締結。
平成 12 年 5 月	株式会社ローソン・イープランニング（連結子会社）を設立。
平成 12 年 7 月	東京証券取引所及び大阪証券取引所各市場第一部に株式上場。
平成 12 年 10 月	株式会社アイ・コンビニエンス（連結子会社）を設立。
平成 13 年 5 月	株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス（現・連結子会社）を設立。
平成 14 年 2 月	株式会社ローソン・シーエス・カード（持分法適用関連会社）を設立。
平成 16 年 3 月	株式会社ベストプラクティス（現・連結子会社）を設立。
平成 16 年 4 月	株式会社ローソン・イープランニングから株式会社ナチュラルローソン（連結子会社）へ商号変更。
平成 16 年 5 月	上海華聯羅森有限公司（現・連結子会社）が連結子会社から持分法適用関連会社へ異動。
平成 16 年 10 月	株式会社ローソンチケットが社団法人日本証券業協会（現・大阪証券取引所 JASDAQ 市場）へ株式店頭登録。
平成 16 年 10 月	東北スパー株式会社（岩手県）と営業権譲渡に関する契約書を締結。
平成 17 年 4 月	株式会社バリューローソン（連結子会社）を設立。
平成 18 年 4 月	株式会社エス・ティ・ティ・ドコモと業務提携契約を締結。同時に自己株式の譲渡による資本提携。
平成 19 年 2 月	株式会社九九プラス（現・連結子会社）との業務提携及び、同社に対する資本参加。
平成 19 年 6 月	本店を東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号に移転。
平成 19 年 10 月	株式会社ナチュラルローソンの事業を吸収。
平成 20 年 1 月	株式会社新鮮組本部と F C 契約を締結。
平成 20 年 9 月	株式会社九九プラスを連結子会社化。
平成 21 年 1 月	株式会社サンエー（沖縄県）と業務提携契約を締結。
平成 21 年 3 月	株式会社アイ・コンビニエンスを株式会社ローソンチケットへ吸収合併。
平成 21 年 5 月	株式会社バリューローソンを株式会社九九プラスへ吸収合併。
平成 21 年 7 月	株式会社ローソンチケットが、株式会社ローソンエンターメディアへ商号変更。
平成 21 年 8 月	株式会社マツモトヨシホールディングスと業務提携契約を締結。
平成 21 年 12 月	株式会社ローソン沖縄（現・持分法適用関連会社）を通じたエリアフランチャイズ展開の開始。
平成 22 年 3 月	株式会社クロスオーシャンメディア（現・連結子会社）を合併会社として設立。
平成 22 年 4 月	重慶羅森便利店有限公司（現・連結子会社）を設立。

平成 22 年 6 月	株式会社九九プラス及び株式会社ローソンエンターメディアが、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場より上場廃止。
平成 22 年 7 月	株式会社九九プラス及び株式会社ローソンエンターメディアを完全子会社化。
平成 22 年 12 月	HMV ジャパン株式会社を連結子会社化。
平成 22 年 12 月	オリコン株式会社と業務及び資本提携契約を締結。
平成 23 年 1 月	株式会社ベンチャーリパブリックと業務及び資本提携契約を締結。
平成 23 年 6 月	ヤフー株式会社との連携に合意。
平成 23 年 6 月	PT MIDI UTAMA INDONESIA Tbk（インドネシア）とライセンス契約を締結。
平成 23 年 9 月	HMV ジャパン株式会社を株式会社ローソンエンターメディアへ吸収合併し、株式会社ローソンHMVエンタテインメントへ商号変更。
平成 23 年 9 月	らでいっしゅローソンスーパーマーケット株式会社を設立。
平成 23 年 9 月	上海華聯羅森有限公司が持分法適用関連会社から連結子会社へ異動。
平成 23 年 9 月	大連羅森便利店有限公司（現・連結子会社）を設立。
平成 24 年 1 月	株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリアと F C 契約を締結。

（目的及び事業の内容）

・会社の目的

1. フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストア等の経営に関する事業
2. コンビニエンスストアを中心とする店頭及びインターネット等を通じた商品及びサービス等の販売、取次ぎ並びに問屋業、卸売業、賃貸業及び輸出入業
3. 音楽、演劇、各種イベント等のエンタテインメントに関する事業
4. 公共料金等の収納代行業、集金代行業及び支払代行業
5. プリペイドカードの発行及び取扱い
6. 広告代理業、一般旅行業、国内旅行業、旅行代理店業、印刷出版業、写真業、複写業及び駐車場の経営
7. 薬局及び飲食店の経営
8. 生命保険募集及び損害保険代理店業並びに損害保険会社に対する特定証券業務の委託の斡旋及び支援
9. 商品棚卸請負業
10. 貨物輸送事業
11. 不動産、動産、店舗設備及び什器備品の賃貸・売買及び修理に関する業
12. 不動産仲介業
13. 建築並びに土木の設計監理及び施工
14. 融資及び融資の斡旋に関する業並びにクレジットカード業
15. 銀行代理業及び金融商品仲介業
16. 情報処理サービス業、情報提供サービス業及び電気通信事業法に基づく電気通信事業
17. 当せん金付証券法に基づく当せん金付証券及びスポーツ振興投票券の売りさばき
18. 温室効果ガス等の排出権取引
19. 各種情報流通システムのコンサルティング業
20. 現金自動預入支払機の導入、設置及びそれらに係る事務委任業務
21. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
22. 前各号に附帯する一切の業務

・事業の内容

株式会社ローソングループが営んでいる各事業における位置づけは次のとおりであります。

〔コンビニエンスストア事業〕

- 1 株式会社ローソンは、コンビニエンスストア「ローソン」及び「ナチュラルローソン」のチェーン本部としてフランチャイズシステム及び直営店舗の運営を行っております。
- 2 連結子会社の株式会社九九プラスは、シングルプライスストア「ローソンスストア100」などのチェーン本部として、フランチャイズシステム及び直営店舗の運営を行っております。
- 3 連結子会社の重慶羅森便利店有限公司は、中華人民共和国重慶市でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗を運営しております。

- 4 連結子会社の上海華聯羅森有限公司は、株式会社ローソンと百聯集团有限公司との合弁事業として、中華人民共和国上海市でローソン店舗のチェーン展開を行っております。
- 5 連結子会社のLAWSON ASIA PACIFIC HOLDINGS PTE. LTD. は、在外（中国を除く）コンビニエンスストア事業を営む会社の統括を行っております。
- 6 連結子会社の株式会社ローソン富山は、富山県でローソン店舗のチェーン展開を行っております。
- 7 連結子会社の大連羅森便利店有限公司は、中華人民共和国大連市でコンビニエンスストア「ローソン」の店舗を運営しております。
- 8 持分法適用関連会社の株式会社ローソン沖縄は、株式会社ローソンと株式会社サンエーとの合弁事業として、沖縄県でローソン店舗のチェーン展開を行っております。
- 9 持分法適用関連会社のPT MIDI UTAMA INDONESIA Tbk は、インドネシア共和国でコンビニエンスストア事業を営んでおります。

〔エンタテインメント・Eコマース関連事業〕

- 1 連結子会社の株式会社ローソンHMVエンタテインメントは、主に『ローチケ.com』を通じた各種チケット販売と、総合エンタメモール『LAWSON HOT STATION エルパカ』を通じたCD/DVD・書籍・グッズ等の販売を行っています。
- 2 持分法適用関連会社の株式会社ベンチャーリパブリックは、総合価格比較サイト「コネコネット」や旅行比較サイト「Travel.jp」など複数のウェブサイトを運営しており、購買支援サービスの提供を行っております。

〔金融サービス関連事業〕

連結子会社の株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスは、主にローソン店舗における共同ATMの設置、管理及び運用に関する業務や、入出金・振込等、共同ATM網を利用した提携金融機関の金融サービスに係る事務受託などを行っております。

〔コンサルティング事業〕

連結子会社の株式会社ベストプラクティスは、コンビニエンスストアの店舗運営に関する実態調査を行い、ローソン店舗の改善に関わる助言及び提案を行っております。

〔広告事業〕

連結子会社の株式会社クロスオーシャンメディアは、電子広告事業を行っております。

(資本金の額及び発行済株式の総数)

平成24年1月30日現在

資本金の額（百万円）	発行済株式の総数（株）
58,506	<u>100,300,000</u>

(大株主)

平成23年8月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総 数に対する所有 株式の数の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2-3-1	32,089	32.13
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	3,598	3.60
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	3,361	3.37
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー505223（常任代理 人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部）	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. （東京都中央区月島4-16-13）	3,192	3.20
丸紅リテールインベストメント株式 会社	東京都千代田区大手町1-4-2	2,386	2.39

野村証券株式会社自己振替口	東京都中央区日本橋 1－9－1	2, 139	2. 14
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町 2－11－1 山王パークタワー	2, 092	2. 09
ザチエースマンハッタンバンクエヌ エイロンドンエスエルオムニバスア カウント（常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行決済営業 部）	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND（東京都中央区月島 4－ 16－13）	1, 442	1. 44
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー（常任代理人 香 港上海銀行東京支店）	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A.（東京都中央区日本橋 3－11－1）	1, 404	1. 41
ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー505225（常任代理 人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部）	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A.（東京都中央区 月島 4－16－13）	1, 347	1. 35
計	—	53, 054	53. 13

(役員の職歴及び所有株式の数)

平成24年1月30日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有 株式数 (株)
代表取締役 社長	CEO	新浪 剛史	昭和34年 1月30日生	昭和56年4月 平成7年6月 平成11年7月 平成12年4月 平成13年4月 平成14年3月 平成14年5月 平成16年5月 平成17年3月 平成18年4月 平成19年10月 平成21年6月 平成22年6月	三菱商事株式会社 入社 株式会社ソデックスコーポレーショ ン 代表取締役 三菱商事株式会社 生活産業流通企 画部外食事業チームリーダー 同社 ローソンプロジェクト統括室 長兼外食事業室長 同社 コンシューマー事業本部ロー ソン事業ユニットマネージャー兼外 食事業ユニットマネージャー 株式会社ローソン 顧問 代表取締役社長執行役員 株式会社ローソンチケット (現 株 式会社ローソンHVMエンタテイメ ント) 社外取締役 株式会社ローソン 代表取締役社長 CEO (現) 株式会社ACCESS 社外取締役 (現) 株式会社ローソンチケット (現 株 式会社ローソンHVMエンタテイメ ント) 社外取締役 会長 株式会社九九プラス 取締役 会長 (現) オリックス株式会社 社外取締役 (現)	8,400
取締役専務 執行役員	CFO	矢作 祥之	昭和29年 5月20日生	昭和54年4月 平成11年1月 平成13年10月 平成16年7月 平成18年12月 平成19年3月 平成19年5月 平成21年3月	三菱商事株式会社 入社 同社 リスクマネジメント部投融资 第一チームリーダー 同社 コントローラーオフィス投融资 第一チームリーダーPM 委員会事務 局リーダー 同社 監査部部長代行 株式会社ローソン 執行役員社長補 佐 常務執行役員CFO兼コーポレート 管掌 取締役常務執行役員CFO兼コーポ レート管掌兼ヒューマンリソース管 掌 取締役専務執行役員CFO兼マネジ	700

				平成 21 年 9 月	メントサービスディレクター	
				平成 22 年 4 月	取締役専務執行役員 C F O (現)	
				平成 22 年 12 月	三菱商事株式会社 理事 (現)	
					H M V ジャパン株式会社 (現 株式会社ローソン H M V エンタテイメント) 社外取締役 (現)	
取締役常務執行役員	C C O 兼 C S R 担当	浅野 学	昭和 24 年 10 月 1 日生	昭和 52 年 9 月	株式会社ローソン 入社	3,900
				昭和 55 年 9 月	能力開発室長	
				平成元年 3 月	営業企画本部開発企画部長	
				平成 4 年 3 月	開発本部第 1 地区リクルートマネジャー	
				平成 10 年 3 月	開発本部東日本第 1 リージョン担当	
				平成 14 年 1 月	執行役員店舗開発本部長	
				平成 15 年 3 月	執行役員中部ローソン支社長	
				平成 17 年 9 月	上級執行役員 C R O 補佐	
				平成 18 年 3 月	上級執行役員 C C O 兼業務企画管掌兼監査管掌	
				平成 18 年 5 月	取締役上級執行役員 C C O 兼業務企画管掌兼監査管掌	
				平成 20 年 4 月	取締役常務執行役員 C C O 兼業務企画管掌兼監査管掌	
				平成 20 年 9 月	取締役常務執行役員 C C O	
				平成 22 年 2 月	株式会社ローソンエンターメディア (現 株式会社ローソン H M V エンタテイメント) 管理本部長	
				平成 22 年 3 月	同社 総務本部長	
				平成 22 年 5 月	株式会社ローソン 取締役常務執行役員 C C O 兼 C S R 担当 (現)	
取締役		森山 透	昭和 29 年 8 月 9 日生	昭和 52 年 4 月	三菱商事株式会社 入社	1,500
				平成 13 年 4 月	同社 食品本部水産ユニットマネージャー	
				平成 16 年 4 月	同社 中部支社生活産業部長	
				平成 17 年 9 月	株式会社ローソン 執行役員社長補佐	
				平成 17 年 11 月	常務執行役員商品・物流本部長	
				平成 18 年 3 月	専務執行役員商品・物流本部長	
				平成 18 年 5 月	取締役専務執行役員商品・物流本部長	
				平成 20 年 4 月	三菱商事株式会社 執行役員	
				平成 21 年 4 月	株式会社ローソン 取締役 (現)	
				平成 21 年 4 月	三菱商事株式会社 執行役員生活産業グループ C E O 補佐 兼次世代事業開発ユニットマネージャー	

				平成 22 年 4 月	同社 常務執行役員生活産業グループ C O O 兼次世代事業開発ユニットマネージャー	
				平成 23 年 4 月	同社 常務執行役員生活産業グループ C E O (現)	
社外取締役		田坂 広志	昭和 26 年 4 月 17 日生	平成 2 年 3 月 平成 8 年 6 月 平成 12 年 4 月 平成 12 年 4 月 平成 12 年 5 月 平成 12 年 6 月 平成 17 年 6 月 平成 23 年 3 月	株式会社日本総合研究所 入社 同社 取締役 株式会社日本総合研究所 フェロー (現) 多摩大学大学院 教授 (現) 株式会社ローソン 社外取締役 (現) 株式会社ソフィアバンク 代表取締役 (現) ソフトバンク・インベストメント株式会社 (現 S B I ホールディングス株式会社) 取締役 (現) 内閣官房参与	—
社外取締役		米澤 禮子	昭和 25 年 4 月 3 日生	昭和 49 年 4 月 昭和 57 年 3 月 平成 14 年 5 月	日本航空株式会社 入社 株式会社ザ・アール 代表取締役社長 (現) 株式会社ローソン 社外取締役 (現)	—
社外取締役		垣内 威彦	昭和 30 年 7 月 31 日生	昭和 54 年 4 月 平成 13 年 4 月 平成 16 年 4 月 平成 17 年 2 月 平成 17 年 5 月 平成 18 年 4 月 平成 20 年 4 月 平成 22 年 4 月 平成 23 年 4 月	三菱商事株式会社 入社 同社 食糧本部ホワイトミートユニットマネージャー兼レッドミートユニットマネージャー 同社 生活産業グループ C E O オフィス企画・業務／事業投資・審査総括 日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社 社外取締役 (現) 株式会社ローソン 社外取締役 (現) 三菱商事株式会社 生活産業グループ C E O オフィス室長 同社 農水産本部長 三菱商事株式会社 執行役員農水産本部長 同社 執行役員生活産業グループ C E O オフィス室長兼農水産本部長 (現)	—
社外監査役 (常勤)		中野 宗彦	昭和 26 年 9 月 6 日生	昭和 49 年 4 月 平成 13 年 1 月 平成 14 年 5 月	三菱商事株式会社 入社 同社 中部支社業務経理部長 同社 機械グループコントローラー	—

				平成 18 年 5 月 平成 18 年 5 月 平成 20 年 6 月	同社 コーポレートスタッフ部門付 株式会社ローソン 社外監査役（常勤）（現） 株式会社九九プラス 社外監査役（現）	
監査役 （常勤）		関 淳彦	昭和 29 年 10 月 4 日生	昭和 52 年 4 月 平成 11 年 7 月 平成 12 年 4 月 平成 14 年 1 月 平成 16 年 3 月 平成 19 年 9 月 平成 22 年 3 月 平成 22 年 5 月 平成 22 年 5 月	株式会社ダイエー 入社 株式会社ローソン 入社 業務企画室総務主席 総務企画室副室長 総務ステーションディレクター 理事執行役員 F C サポートステーションディレクター 監査役付 株式会社ローソンエンターメディア（現 株式会社ローソン H M V エンタテイメント） 社外監査役（現） 監査役（常勤）（現）	1, 200
社外監査役		小澤 徹夫	昭和 22 年 6 月 28 日生	昭和 48 年 4 月 平成 15 年 5 月 平成 16 年 8 月 平成 19 年 6 月	弁護士登録 東京富士法律事務所入所（現） 株式会社ローソン 社外監査役（現） マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社（現 マネックスグループ株式会社）社外監査役（現） セメダイン株式会社 社外監査役（現）	－
社外監査役		辻山 栄子	昭和 22 年 12 月 11 日生	昭和 49 年 4 月 昭和 55 年 8 月 昭和 60 年 4 月 平成 3 年 4 月 平成 15 年 4 月 平成 20 年 6 月 平成 22 年 6 月 平成 23 年 5 月 平成 23 年 6 月	公認会計士登録 茨城大学人文学部 助教授 武蔵大学経済学部 助教授 武蔵大学経済学部 教授 早稲田大学商学部・大学院商学研究科 教授（現） 三菱商事株式会社 社外監査役（現） オリックス株式会社 社外取締役（現） 株式会社ローソン 社外監査役（現） 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 社外監査役（現）	－
計						15, 700

- 取締役 田坂広志、米澤禮子、垣内威彦の 3 名は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
- 監査役 中野宗彦、小澤徹夫、辻山栄子の 3 名は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
- 株式会社ローソンは、経営の戦略的意思決定機能・業務執行監督機能と業務執行機能とを分離し、

意思決定と業務執行の質とスピードを上げ、企業価値向上を目指すため執行役員制度を導入しております。

取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりであります。

副社長執行役員	玉塚元一	上級執行役員	宮崎 純
専務執行役員	川村隆利	上級執行役員	木島一郎
常務執行役員	今川秀一	上級執行役員	安平尚史
常務執行役員	加茂正治	上級執行役員	大山昌弘
上級執行役員	河原成昭	執行役員	佐藤 達
上級執行役員	西口則一	執行役員	村山 啓
上級執行役員	水野隆喜	執行役員	澤田正幸
上級執行役員	中井 一	執行役員	前田 淳
		執行役員	唐笠一男

(公開買付者との関係)

公開買付者は、本公開買付け公表日現在において、株式会社ローソンの普通株式を 2,092 千株保有しております。

(本公開買付け公表日において所有する対象者株式の数)

該当事項はありません。

(3) 本公開買付け後の経営方針

当社は、本公開買付け後においても対象者の経営の独立性を尊重し、本公開買付け後の対象者の経営体制については、基本的に現状を維持し、一方で、早期にシナジーを極大化するため、当社から若干名の役員を派遣する予定です。なお、派遣する役員の詳細については、本公開買付けが成立した後に検討することを予定しております。以上のほか、上記「(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程」に記載のとおり、当社は、本公開買付けが成立した場合、株式会社ローソンによる対象者への出資を前提として、対象者の代表取締役副社長 1 名を株式会社ローソンから派遣することについて協議・検討いたします。また、対象者の社名につきましては、現在の社名を継続して使用いたします。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者の発行済普通株式（対象者が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得する方針であり、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式（対象者が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合において、応募比率が 3 分の 2 以上（応募株式数にして 4,441,345 株以上）に達した場合には、以下の方法により、当社を除く対象者の株主（対象者を除きます。）に対して対象者の株式の売却機会を提供しつつ、当社が対象者の発行済普通株式（対象者が保有する自己株式を除きます。）の全てを所有することになるよう一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を行うことを企図しております。

本完全子会社化手続を実施する場合、具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、①対象者の定款の一部を変更して、対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できるようにすることで、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の定款の一部を変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催とすることを対象者に要請する予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をい

ただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の定款の一部変更については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容としての全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする、種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は対象者に対し、本臨時株主総会と同日に、上記②の定款一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却の結果、当該株主に対して交付される金銭の額については、本公開買付けにおける本買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本プレスリリース提出日現在未定ですが、当社が対象者の保有する自己株式を除く発行済株式総数の全部を保有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主の皆様に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

当社は、本完全子会社化手続を実施する場合、平成 24 年 8 月頃までに本完全子会社化手続を完了することを企図しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b) 上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、当社は、本完全子会社化手続が、対象者の株主の皆様の意思を適切に反映し、その賛同を得た上で実施されることを確保する観点から、本公開買付けにおける応募比率が 3 分の 2 以上（応募株式数にして 4,441,345 株以上）に達した場合には、本完全子会社化手続の実施につき対象者の株主の皆様の十分な理解が得られたものと判断し、本完全子会社化手続を実施いたしますが、応募比率が 3 分の 2 未満となった場合においては、本完全子会社化手続の実施を見合わせることを企図しております。

また、応募比率が 3 分の 2 以上に達した場合であっても、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の当社の株式の保有状況及び当社以外の対象者の株主の皆様による対象者の株式の保有状況等によっては、実施に時間を要し、又は、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者以外の対象者の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、現在、JASDAQに上場していますが、当社は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式はJASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化手続を実行する場合、対象者普通株式はJASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。これに対し、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当せず、かつ、本完全子会社化手続の実施を見合わせた場合、対象者普通株式はJASDAQに上場を維持することとなる予定です。

なお、上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQにおいて取引することができなくなります。また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われらない予定であります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は対象者大株主との間で平成 24 年 1 月 30 日付で、対象者大株主が保有する対象者普通株式の全て（MBO 2 の所有株式数 3,238,229 株、所有割合にして 44.56%、JBO 2 の所有株式数 134,926 株、所有割合にして 1.86%）について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しております。なお、対象者大株主は、①当社の本応募契約上の表明保証（注 1）が重要な点において真実かつ正確ではなく、又は、本公開買付けの決済日において重要な点において真実かつ正確ではないことが見込まれる場合、②当社に本応募契約上の義務（注 2）の重大な違反がある場合、③対象者大株主が対象者に関する未公表の重要事実を認識している場合、④対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議しておらず、又は、かかる賛同の意見表明が撤回若しくは変更された場合、⑤本公開買付けに対抗する公開買付け（以下「対抗公開買付け」という。）が開始された場合において、対抗公開買付けにおける対象者の普通株式 1 株当たりの買付価格が本買付価格を一定程度上回る価格である場合であって、当社と対象者大株主との間で協議が調わない場合等には、本公開買付けに応募しない又は本応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、対象者大株主がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。なお、対象者大株主からその保有する対象者普通株式の全部又は一部の応募がなかった場合には、買付予定数の下限に達せず、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。

（注 1）本応募契約においては、(i) 存在の適法性・有効性、(ii) 権利能力・行為能力、(iii) 社内手続の履践、(iv) 本応募契約の執行可能性、(v) 法令・内部規則・契約違反の不存在等、(vi) 法令遵守、(vii) 法的倒産事由の不存在及び(viii) 買付資金の存在が当社の表明保証事項とされております。

（注 2）本応募契約において、当社は、(i) 決済日までの間に当社による表明保証又は本応募契約上の義務の違反が生じた場合には、その内容を直ちに応募者らに通知する義務、(ii) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）上必要な措置を採る義務(iii) 本公開買付けの条件変更の場合の通知義務及び(iv) 秘密保持の義務を負っています。

(7) 本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者大株主が当社と本応募契約を締結しており、必ずしも対象者大株主と対象者の少数株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。

① 公開買付者における措置

(a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成24年1月30日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	717円から725円
類似会社比較分析	564円から777円
DCF分析	941円から1,145円

まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年1月27日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値（717円）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（725円）及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値（717円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を717円から725円までと分析しております。

次に類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を564円から777円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、当社と対象者との間で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成24年2月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を941円から1,145円までと分析しております。

なお、当社は本買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にし、対象者大株主との間における価格交渉の内容、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、最終的に平成24年1月30日開催の取締役会において、本買付価格を990円と決定いたしました。

本買付価格である990円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成24年1月27日のJASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引終値の714円に対して38.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成24年1月23日から平成24年1月27日まで）の普通取引終値の単純平均値719円（小数点以下四捨五入）に対して37.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成23年12月28日から平成24年1月27日まで）の普通取引終値の単純平均値717円（小数点以下四捨五入）に対して38.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年10月28日から平成24年1月27日まで）の普通取引終値の単純平均

値 725 円（小数点以下四捨五入）に対して 36.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成 23 年 7 月 28 日から平成 24 年 1 月 27 日まで）の普通取引終値の単純平均値 717 円（小数点以下四捨五入）に対して 38.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれます。本新株予約権は本公開買付け公表日現在において既に行使期間中であり、また、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権、第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権の各行使価額（第 2 回新株予約権については 677 円、第 3 回新株予約権については 677 円、第 4 回新株予約権については 850 円、第 5 回新株予約権については 850 円、第 6 回新株予約権については 850 円。）が本買付価格である 990 円をそれぞれ下回っております。そこで、当社は、平成 24 年 1 月 30 日開催の取締役会において、第 2 回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格 990 円と第 2 回新株予約権の行使価額 677 円との差額である 313 円に、当該新株予約権 1 個に対し目的となる普通株式の数である 100 を乗じた金額である 31,300 円、第 3 回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格 990 円と第 3 回新株予約権の行使価額 677 円との差額である 313 円に、当該新株予約権 1 個に対し目的となる普通株式の数である 100 を乗じた金額である 31,300 円、第 4 回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格 990 円と第 4 回新株予約権の行使価額 850 円との差額である 140 円に、当該新株予約権 1 個に対し目的となる普通株式の数である 100 を乗じた金額である 14,000 円、第 5 回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格 990 円と第 5 回新株予約権の行使価額 850 円との差額である 140 円に、当該新株予約権 1 個に対し目的となる普通株式の数である 100 を乗じた金額である 14,000 円、第 6 回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格 990 円と第 6 回新株予約権の行使価額 850 円との差額である 140 円に、当該新株予約権 1 個に対し目的となる普通株式の数である 100 を乗じた金額である 14,000 円と、それぞれ決定いたしました。

なお、本新株予約権に係る公開買付価格は、本買付価格と各新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数である 100 を乗じた金額としており、実質的に普通株式に対する買付価格と同等であることから、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書は取得しておりません。

(b) 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び新株予約権の所有者の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しております。

② 対象者における措置

(a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者取締役会は、当社から提示された本買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 24 年 1 月 30 日付で株式価値算定書を入手したとのことです。

野村證券は、対象者の普通株式の価値算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて、対象者株式の価値算定を行ったとのことです。

なお、対象者は、野村證券から本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。野村證券は、対象者普通株式の株式価値算定にあたり対象者から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定したとのことです。

採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲

は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法： 714 円から 725 円

類似会社比較法： 661 円から 941 円

DCF 法： 777 円から 1,477 円

市場株価平均法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。市場株価平均法では、最近における株価及び取引量に鑑み、算定の基準日を平成 24 年 1 月 27 日として、JASDAQ における対象者株式の基準日までの直近 6 ヶ月終値平均（717 円（小数点以下四捨五入））、直近 3 ヶ月終値平均（725 円（小数点以下四捨五入））、直近 1 ヶ月終値平均（717 円（小数点以下四捨五入））、直近 1 週間終値平均（719 円（小数点以下四捨五入））及び基準日終値（714 円）を基に、対象者株式を分析し、1 株当たり株式価値を 714 円から 725 円までと算定しているとのことです。類似会社比較法は、対象者の業績・業種・事業規模等を総合的に勘案し、一定の類似性を持つ比較可能な上場類似会社が複数存在することから、上場類似会社との相対比較により市場株価の妥当性を検証する上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式を分析し、1 株当たり株式価値を 661 円から 941 円までと算定しているとのことです。

DCF 法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。DCF 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者株式の価値を分析し、1 株当たり株式価値を 777 円から 1,477 円までと算定しているとのことです。

なお、本新株予約権については、対象者の役員や従業員に対するインセンティブとして付与されたものであり、その所有者が対象者の役員や従業員に限定されるうえ、本新株予約権を行使するには対象者の取締役又は従業員の地位にある必要があるため、当社が取得しても権利行使を行うことができないことに鑑み、対象者は本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格の妥当性を検証するための第三者からの評価書は取得していないとのことです。

(b) 独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性を確保するために、森・濱田松本法律事務所から必要な法的助言を受けているとのことです。

(c) 社外監査役による協議・検討

対象者によれば、対象者の独立役員である社外監査役の今村正昭氏及び秋山進氏に対し、本取引の公正性を確保するべく、本公開買付けを含む本取引に係る対象者による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する検討を依頼したとのことです。

その結果、平成 24 年 1 月 30 日付で、対象者は、上記各社外監査役から（i）本公開買付けを含む本取引の実行により対象者の企業価値の向上が見込まれると判断することには合理性がある、（ii）本買付価格及び本完全子会社化手続において少数株主に交付される対価が妥当と判断することは合理的な判断の範囲内である、（iii）本公開買付けを含む本取引に係る検討過程の手続は、公正であると評価できるとの理由から本公開買付けを含む本取引は全体として対象者の少数株主にとって特段不利益なものではないと思量する旨の意見を入手しているとのことです。

(d) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者取締役会は、野村證券から取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、独立した社外監査役からの意見書その他の

関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、成長戦略遂行をより確かなものとする戦略的事業パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが最善の策であり、当社を戦略的事業パートナーとし、その子会社として事業展開していくことが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断するとともに、本買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、直近の一定期間（直近6ヶ月、直近3ヶ月、直近1ヶ月、直近1週間）の平均株価に対して一定のプレミアムが付された価格により株式売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、平成24年1月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、本新株予約権については、対象者の役員や従業員に対するインセンティブとして付与したものであり、その保有者が対象者の役員や従業員に限定されるうえ、本新株予約権を行使するには対象者の取締役若しくは従業員の地位にある必要があるため、当社が取得しても権利行使を行うことが出来ないことを鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性について検証を行っていないことから、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記対象者取締役会においては、取締役の全員が出席し、全員一致で当該決議を行っており、また、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が出席し、当該決議に異議はない旨の意見を述べたとのことです。なお、対象者の取締役及び監査役は、いずれも当該決議に関して利害関係を有していないとのことです。

2. 買付け等の概要

（1）対象者の概要

① 名 称	らでいっしゅぼーや株式会社	
② 所 在 地	東京都港区芝公園3丁目1番13号 アーバン芝公園	
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 緒方 大助	
④ 事 業 内 容	農産品、畜産品、水産品、加工食品及び日用品の販売	
⑤ 資 本 金	867,015 千円（平成23年11月30日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	平成4年5月11日	
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 （平成23年8月31日現在）	ジャフコ・バイアウト2号 投資事業有限責任組合	46.66%
	日本レストランシステム株式会社	21.32%
	緒方 大助	2.86%
	らでいっしゅぼーや従業員持株会	2.80%
	古原 岳志	2.08%
	JAFCO Buyout NO.2 Investment Limited Partnership (Cayman) L.P. (General Partner: JAFCO Buyout General Partner Limited) (常任代理人 野村信託株式会社)	1.94%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.61%
	親跡 博史	1.32%
	福江 敬太郎	0.39%
	秋田 二郎	0.36%
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	

取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議日	平成 24 年 1 月 30 日 (月曜日)
公開買付開始公告日	平成 24 年 1 月 31 日 (火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 24 年 1 月 31 日 (火曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 1 月 31 日 (火曜日) から平成 24 年 3 月 12 日 (月曜日) まで (30 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 990 円

第 2 回新株予約権 1 個につき金 31,300 円

第 3 回新株予約権 1 個につき金 31,300 円

第 4 回新株予約権 1 個につき金 14,000 円

第 5 回新株予約権 1 個につき金 14,000 円

第 6 回新株予約権 1 個につき金 14,000 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(a) 普通株式

当社は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成 24 年 1 月 30 日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	717円から725円
類似会社比較分析	564円から777円
DCF分析	941円から1,145円

まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成 24 年 1 月 27 日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の直近 1 ヶ月の普通取引終値の単純平均値 (717 円)、直近

3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（725 円）及び直近 6 ヶ月の普通取引終値の単純平均値（717 円）を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 717 円から 725 円までと分析しております。

次に類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 564 円から 777 円までと分析しております。

DCF 分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、当社と対象者との間で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成 24 年 2 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 941 円から 1,145 円までと分析しております。

なお、当社は本買付価格の検討にあたっては、DCF 分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF 分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

当社は、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にし、対象者大株主との間における価格交渉の内容、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、最終的に平成 24 年 1 月 30 日開催の取締役会において、本買付価格を 990 円と決定いたしました。

本買付価格である 990 円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成 24 年 1 月 27 日の JASDAQ における対象者の普通株式の普通取引終値の 714 円に対して 38.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 1 週間（平成 24 年 1 月 23 日から平成 24 年 1 月 27 日まで）の普通取引終値の単純平均値 719 円（小数点以下四捨五入）に対して 37.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 1 ヶ月間（平成 23 年 12 月 28 日から平成 24 年 1 月 27 日まで）の普通取引終値の単純平均値 717 円（小数点以下四捨五入）に対して 38.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成 23 年 10 月 28 日から平成 24 年 1 月 27 日まで）の普通取引終値の単純平均値 725 円（小数点以下四捨五入）に対して 36.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成 23 年 7 月 28 日から平成 24 年 1 月 27 日まで）の普通取引終値の単純平均値 717 円（小数点以下四捨五入）に対して 38.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(b) 新株予約権

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれます。本新株予約権は本公開買付け公表日現在において既に行使期間中であり、また、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権、第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権の各行使価額（第 2 回新株予約権については 677 円、第 3 回新株予約権については 677 円、第 4 回新株予約権については 850 円、第 5 回新株予約権については 850 円、第 6 回新株予約権については 850 円。）が本買付価格である 990 円をそれぞれ下回っております。そこで、当社は、平成 24 年 1 月 30 日開催の取締役会において、第 2 回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格 990 円と第 2 回新株予約権の行使価額 677 円との差額である 313 円に、当該新株予約権 1 個に対し目的となる普通株式の数である 100 を乗じた金額である 31,300 円、第 3 回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格 990 円と第 3 回新株予約権の行使価額 677 円との差額である 313 円に、当該新株予約権 1 個に対し目的となる普通株式の数である 100 を乗じた金額である 31,300 円、第 4 回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格 990 円と第 4 回新株予約権の行使価額 850 円との差額である 140 円に、当該新株予約権 1 個に対し目的となる普通株式の数である 100 を乗じた金額である 14,000 円、第 5 回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格 990 円と第 5 回新株予約権の行使価額 850 円との差額である 140 円に、当該新株予約権 1 個に対し目的となる普通株式の数である 100 を乗じた金額である 14,000 円、第 6 回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格 990 円と第 6 回新株予約権の行使価額 850 円との差額である 140 円に、当該新株予約権 1 個に対し目的となる普通株式の数である 100 を乗

じた金額である 14,000 円と、それぞれ決定いたしました。

なお、本新株予約権に係る公開買付価格は、本買付価格と各新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数である 100 を乗じた金額としており、実質的に普通株式に対する買付価格と同等であることから、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書は取得していません。

② 算定の経緯

(本買付価格の決定に至る経緯)

当社は、対象者の更なる成長には、持続的な会員数の拡大が欠かせない要素であると考えており、当社の既存のお客様層 5,900 万人（プレミアクラブ会員 5,154 万人）及びこれまで他社との提携で培ってきたネット環境での会員化スキームは、対象者の更なる成長に大きな役割を果たし得るものと考えております。一方、当社の既存のお客様層に対しても、対象者のサービスを通じ、「食の安心・安全」といった産業の垣根を越えた新たな価値を提供することに繋がるものと考えております。

そこで、当社は、本公開買付けによる対象者の発行済普通株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得について、平成 23 年 6 月頃、対象者大株主との間で協議を開始しました。その後、当社は、平成 23 年 10 月末頃に対象者大株主及び対象者との間で本公開買付け及びその後の完全子会社化の実施について相互の理解を確認し、デュー・ディリジェンスを経て当社、対象者大株主及び対象者の間で更に協議を進めた結果、対象者が当社の完全子会社として当社グループの一員となることにより、統一的かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築し、当社と対象者の協業による相乗効果を最大化することが、対象者と当社グループの長期的且つ持続的な企業価値の向上に向けた最良の選択であるとの結論に至り、平成 24 年 1 月 30 日付で、本公開買付けを実施することを決定し、対象者大株主との間で本応募契約を締結しております。

当社は、以下の経緯により本買付価格について決定いたしました。

(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より株式価値算定書を平成 24 年 1 月 30 日に取得しております（なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

(b) 当該意見の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行っており、各手法において分析された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	717円から725円
類似会社比較分析	564円から777円
DCF分析	941円から1,145円

なお、当社は本買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

(c) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にし、対象者大株主との間における価格交渉の内容、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者の普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案し、最終的に平成 24 年 1 月 30 日開催の取締役会において、本買付価格を 990 円と決定いたしました。

また、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれます。本新株予約権は本公開買付け公表日現在において既に行使期間中であり、また、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権、

第5回新株予約権及び第6回新株予約権の各行使価額（第2回新株予約権については677円、第3回新株予約権については677円、第4回新株予約権については850円、第5回新株予約権については850円、第6回新株予約権については850円。）が本買付価格である990円をそれぞれ下回っております。そこで、当社は、平成24年1月30日開催の取締役会において、第2回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格990円と第2回新株予約権の行使価額677円との差額である313円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である31,300円、第3回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格990円と第3回新株予約権の行使価額677円との差額である313円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である31,300円、第4回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格990円と第4回新株予約権の行使価額850円との差額である140円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である14,000円、第5回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格990円と第5回新株予約権の行使価額850円との差額である140円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である14,000円、第6回新株予約権に係る買付価格を、本買付価格990円と第6回新株予約権の行使価額850円との差額である140円に、当該新株予約権1個に対し目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である14,000円と、それぞれ決定いたしました。

なお、本新株予約権に係る公開買付価格は、普通株式に対する買付け価格と各新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数である100を乗じた金額とされており、実質的に普通株式に対する買付価格と同等であることから、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書は取得しておりません。

（対象者における買付価格の公正性を担保するための措置）

（a）独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者取締役会は、当社から提示された本買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成24年1月30日付で株式価値算定書を入手したとのことです。

野村證券は、対象者の普通株式の価値算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者株式の価値算定を行ったとのことです。なお、対象者は、野村證券から本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。野村證券は、対象者普通株式の株式価値算定にあたり対象者から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し説明を受け、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定したとのことです。

採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法： 714円から725円

類似会社比較法： 661円から941円

DCF法： 777円から1,477円

市場株価平均法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。市場株価平均法では、最近における株価及び取引量に鑑み、算定の基準日を平成24年1月27日として、JASDAQにおける対象者株式の基準日までの直近6ヶ月終値平均（717円（小数点以下四捨五入））、直近3ヶ月終値平均（725円（小数点以下四捨五入））、直近1ヶ月終値平均（717円（小数点以下四捨五入））、直近1週間終値平均（719円（小数点以下四捨五入））及び基準日終値（714円）を基に、対象者株式を分析し、1株当たり株式価値を714円から725円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法は、対象者の業績・業種・事業規模等を総合的に勘案し、一定の類似性を持つ比較可能な上場類似会社が複数存在することから、上場類似会社との相対比較により市場株価の妥当性を検証する上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式を分析し、1株当たり株式価値を661円から941円までと算定しているとのことです。

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業

(ボーイング・コンサーン)の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を777円から1,477円までと算定しているとのことです。

なお、本新株予約権については、対象者の役員や従業員に対するインセンティブとして付与したものであり、その保有者が対象者の役員や従業員に限定されるうえ、本新株予約権を行使するには対象者の取締役又は従業員の地位にある必要があるため、当社が取得しても権利行使を行うことができないことに鑑み、対象者は本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格の妥当性を検証するための第三者からの評価書は取得していないとのことです。

(b) 独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性を確保するために、森・濱田松本法律事務所から必要な法的助言を受けているとのことです。

(c) 社外監査役による協議・検討

対象者によれば、対象者の独立役員である社外監査役の今村正昭氏及び秋山進氏に対し、本取引の公正性を確保するべく、本公開買付けを含む本取引に係る対象者による決定が少数株主にとって不利なものでないことに関する検討を依頼したとのことです。

その結果、平成24年1月30日付で、対象者は、上記各社外監査役から(i)本公開買付けを含む本取引の実行により対象者の企業価値の向上が見込まれると判断することには合理性がある、(ii)本買付価格及び本完全子会社化手続において交付される対価が妥当と判断することは合理的な判断の範囲内である、(iii)本公開買付けを含む本取引に係る検討過程の手続は、公正であると評価できるとの理由から本公開買付けを含む本取引は全体として対象者の少数株主にとって特段不利益なものではないと思料する旨の意見を入手しているとのことです。

(d) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者取締役会は、野村證券から取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、独立した社外監査役からの意見書その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、成長戦略遂行をより確かなものとする戦略的事業パートナーとの強固な関係を構築し、短期的な業績にとらわれることなく中長期的な視野に立ちスピード感をもって事業展開していくことが最善の策であり、当社を戦略的事業パートナーとし、その子会社として事業展開していくことが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断するとともに、本買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して直近の一定期間(直近6ヶ月、直近3ヶ月、直近1ヶ月、直近1週間)の平均株価に対して一定のプレミアムが付された価格により株式売却の合理的な機会を提供するものであると判断し、平成24年1月30日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、本新株予約権については、対象者の役員や従業員に対するインセンティブとして付与したものであり、その保有者が対象者の役員や従業員に限定されるうえ、本新株予約権を行使するには対象者の取締役若しくは従業員の地位にある必要があるため、当社が取得しても権利行使を行うことが出来ないことを鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性について検証を行っていないことから、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記対象者取締役会においては、取締役の全員が出席し、全員一致で当該決議を行っており、また、監査役3名(うち社外監査役2名)の全員が、出席し、当該決議に異議はない旨の意見を述べたとの

ことです。なお、対象者の取締役及び監査役は、いずれも当該決議に関して利害関係を有していないとのことです。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,990,517 株	3,706,600 株	一株

- (注1) 買付予定数は、当社が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である 6,990,517 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の平成 24 年 1 月 13 日提出の第 24 期第 3 四半期報告書に記載された平成 23 年 11 月 30 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数 (6,939,317 株) に、同四半期報告書に記載された平成 23 年 11 月 30 日現在の第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権、第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権 (合計 3,285 個) の目的となる対象者普通株式の数 (合計 328,500 株) を加算した株式数 (7,267,817 株) から、同四半期報告書に記載された平成 23 年 11 月 30 日現在の対象者が保有する自己株式 (277,300 株) を控除した株式数です。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (3,706,600 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、買付予定数の下限 (3,706,600 株) は、完全希薄化後の総株式数の 51.00%に相当します。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付期間末日までに上記新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合一%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	69,905 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数 (平成 23 年 8 月 31 日現在)	67,606 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (6,990,517 株) に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数 (平成 23 年 8 月 31 日現在)」は、対象者の平成 24 年 1 月 13 日提出の第 24 期第 3 四半期報告書に記載された平成 23 年 8 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の発行している全ての普通株式 (但し、対象者が保有する自己株式を除きます。) 及び全ての新株予約権を本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成 23 年 11 月 30 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数 (6,939,317 株) に、同四半期報告書に記載された平成 23 年 11 月 30 日現在の第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権、第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権 (合計 3,285 個) の目的となる対象者普通株式の数 (合計 328,500 株) を加えた株式数 (7,267,817 株) から、同四半期報告書に記載された平成 23 年 11 月 30 日現在の対象者が保有する自己株式 (277,300 株) を控除した株式数 (6,990,517 株) に係る議決権の数 (69,905

個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 6,920,611,830 円

(注) 買付代金は、買付予定数 (6,990,517 株) に本買付価格 (990 円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

② 決済の開始日

平成24年3月19日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還し、新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,706,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,706,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時 00 分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号
(その他三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものでは

なく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付者及び公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 24 年 1 月 31 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」、「(3) 本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる今期業績予想への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意

対象者によって公表された平成 24 年 1 月 30 日付「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、本公開買付けに伴うメリットと対象者株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、対象者が当社の子会社となることで、当社とのシナジー効果の早期実現及び最大化を図ることが、対象者及び当社の企業価値の向上、持続的な発展へとつながり、ひいては両社それぞれのステークホルダーの利益に資するものであると判断したとのことです。さらに、対象者取締役会は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、独立した社外監査役からの意見その他の関連資料を参考の上、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、本買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、直近の一定期間（直近 6 ヶ月、直近 3 ヶ月、

直近1ヶ月、直近1週間)の平均株価に対して一定のプレミアムが付された価格により株式売却の合理的な機会を提供するものであると判断したとのことです。また、本新株予約権については、対象者の役員や従業員に対するインセンティブとして付与されたものであり、その保有者が対象者の役員や従業員に限定されるうえ、本新株予約権を行使するには対象者の取締役若しくは従業員の地位にある必要があるため、当社が取得しても権利行使を行うことが出来ないことを鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性について検証を行っていないことから、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることとしたとのことです。

以上より、対象者は平成24年1月30日開催の対象者取締役会において、取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、監査役3名(うち社外監査役2名)の全員が、上記対象者取締役会に出席し、当該決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

なお、当社と対象者は、平成24年1月30日付で本公開買付賛同契約を締結しております。本公開買付賛同契約の概要は以下のとおりです。

- (a) 対象者は、公開買付期間が満了するまでの間、賛同決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとする。但し、賛同決議を維持することが対象者の取締役としての善管注意義務に違反すると対象者が合理的に判断する場合はこの限りではない。
- (b) 対象者は、本公開買付賛同契約締結日以降、公開買付者以外の者に対し、公開買付けの実施その他の方法により株券等を取得するよう勧誘、提案、打診その他これを誘引する行為を行わず、また、公開買付者以外に公開買付けを実施しようとする者と当該公開買付けに関して積極的に接触しないものとする。但し、かかる勧誘等を行わないことが対象者の取締役としての善管注意義務に違反すると対象者が合理的に判断する場合にはこの限りではない。
- (c) 対象者は、善良なる管理者の注意をもって、かつ、本公開買付賛同契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務遂行の方法により、対象者の業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとし、また、一定の事項については、公開買付者の事前の書面による同意を得るものとする。
- (d) 本公開買付けが成立した場合には、その後公開買付者の指定する者が対象者の役員に選任されるまでの期間、対象者は、対象者の取締役会に対して公開買付者が指定する者若干名をオブザーバーとして参加させる。
- (e) 対象者は、本公開買付けに応募された対象者の発行済普通株式の合計数が4,441,345株以上の場合で、かつ、公開買付者が本公開買付けによって株券等の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの完了後、対象者の株主を公開買付者のみとするための手続として公開買付者が指定する手続を実施するため、公開買付者に対して必要な協力を行うものとする。但し、本公開買付けの応募状況、本公開買付け後における公開買付者の保有株券等の数その他の事由により、当該協力を行うことが対象者の取締役としての善管注意義務に違反すると対象者が合理的に判断する場合にはこの限りではない。
- (f) 本公開買付けが成立した場合には、対象者は、平成24年5月に開催が予定される対象者の定時株主総会に上程する議案について、対象者の取締役会における決定に先立ち、公開買付者と事前に協議を行うものとする。
- (g) 公開買付者は、対象者の経営の独立性を尊重するものとし、対象者の行う取引が対象者の企業価値の維持・向上等に寄与するものであると認める場合には承認するものとする。
- (h) 本公開買付けが成立した場合、対象者において資金調達の必要が生じた場合には、公開買付者が合理的であると判断した範囲内で協力するものとする。

さらに、当社は、平成 24 年 1 月 30 日付「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び株式会社ローソンとの業務提携及び資本提携の検討に向けた基本合意に関するお知らせ」において対象者が公表しておりますとおり、当社、株式会社ローソン及び対象者の間において、本公開買付けの成立を前提とした業務提携及び資本提携の検討について平成 24 年 1 月 30 日付で基本合意しております。当社は、本公開買付けが成立した場合、その後、株式会社ローソン及び対象者との間において、以下の提携内容について、最終的な契約の締結を目指し、協議・検討いたします。

- (a) 3 社による協業関係の実現をより強固なものとするための、株式会社ローソンから対象者への所有割合にして最大 20%の出資（当該出資のために、公開買付者が、本公開買付けにより取得した対象者普通株式の一部（公開買付者の所有割合が 50%超となる範囲とします。）を本公開買付け後、原則として、公開買付者が対象者を完全子会社化した後に、株式会社ローソンの社内手続上必要な承認が得られることを条件として、本買付価格で株式会社ローソンに対して譲渡することを含みます。）
 - (b) 上記出資を前提とし、対象者の代表取締役副社長 1 名を株式会社ローソンから派遣すること
 - (c) 公開買付者が保有するモバイル I T ノウハウと、株式会社ローソン及び対象者が保有する物流ノウハウの融合、及び株式会社ローソンと対象者による共同物流センターの構築等を通じた物流機能の効率化
- ② 公開買付者と対象者役員との間の合意
該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 配当予想の修正

対象者が平成 24 年 1 月 30 日付で公表している「配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成 24 年 1 月 30 日開催の取締役会において、平成 24 年 2 月期の配当予想を修正し、平成 24 年 2 月期の期末配当を行わないこと、平成 25 年 2 月期より株主優待制度を廃止することを決議しているとのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

② 業務提携及び資本提携の検討に関する基本合意

対象者は、平成 24 年 1 月 30 日付「株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び株式会社ローソンとの業務提携及び資本提携の検討に向けた基本合意に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、当社、株式会社ローソン及び対象者の間において、本公開買付けの成立を前提とした以下の提携内容を含む業務提携及び資本提携の検討について平成 24 年 1 月 30 日付で基本合意しているとのことです。

- (a) 3 社による協業関係の実現をより強固なものとするための、株式会社ローソンから対象者への所有割合にして最大 20%の出資（当該出資のために、公開買付者が、本公開買付けにより取得した対象者普通株式の一部（公開買付者の所有割合が 50%超となる範囲とします。）を本公開買付け後、原則として、公開買付者が対象者を完全子会社化した後に、株式会社ローソンの社内手続上必要な承認が得られることを条件として、本買付価格で株式会社ローソンに対して譲渡することを含みます。）
- (b) 上記出資を前提とし、対象者の代表取締役副社長 1 名を株式会社ローソンから派遣すること
- (c) 公開買付者が保有するモバイル I T ノウハウと、株式会社ローソン及び対象者が保有する物流ノウハウの融合、及び株式会社ローソンと対象者による共同物流センターの構築等を通じた物流機能の効率化

以 上

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表（平成 24 年 1 月 30 日 15 時 30 分 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、らでいっしゅぼーや株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びらでいっしゅぼーや株式会社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本プレスリリースには、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びらでいっしゅぼーや株式会社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してあります。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことは出来ません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表又は配付に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国又は地域の法令を遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリース又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。